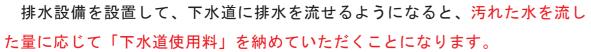
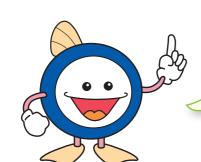
下水道使用料について



下水道使用料は、下水道管の清掃や修理、浄化センターの運転・維持管理などの経費に使われます。

汚れた水の量の決め方

水道水のみ使用している場合



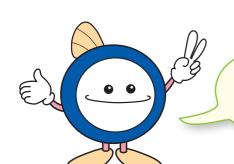
水道水の使用量が、 汚れた水の量となります。

その他の水(井戸水など)のみを使用している場合

1人につき1ヵ月『7㎡』で計算した量とします。



水道水とその他の水を併用して使用している場合

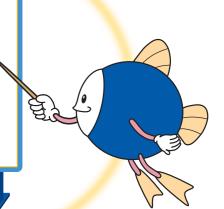


水道水とその他の水の合計が 汚れた水の量となります。

下水道使用料は

1㎡あたり 単価は<mark>209円</mark>です

(消費税込・税抜単価190円)



下水道使用料の納付について



く1か月に汚れた水を流した量(水道水などの使用量)が 7㎡の場合の下水道使用料の計算例>

190円×7m³×1,1=1,460円 になります。 (10円未満切捨て)

※1㎡あたりの単価、消費税は、令和元年10月現在のものです。 法律などの改正により変更する場合があります。

下水道使用料早見表

| m³ | 円 | m³ | 円 |
|----|-------|----|-------|
| 5 | 1,040 | 20 | 4,180 |
| 10 | 2,090 | 23 | 4,800 |
| 13 | 2,710 | 25 | 5,220 |
| 15 | 3,130 | 28 | 5,850 |
| 18 | 3,760 | 30 | 6,270 |

※10円未満切捨て

下水道使用料は、水道料金といっしょに上下水道料金として納付書または、口座振替により納付していただくことになります。